

草加市地域福祉推進基本方針

地域まるごと 支え合いのまち そうか

平成30年6月

60th



since 1958

Soka City

共に創ろう！快適都市、草加。

はじめに

本市では、平成17年度の草加市地域福祉計画の策定から、「自立・共存と支えあいのまちづくり」を理念として、平成27年度までの11年間取組を進めてまいりました。

取組を実施していく中で、福祉にかかわる状況は、大きく変化しています。

近年は、社会全体において、人口減少とともに核家族化や少子高齢化が進み、高年者人口がピークとなる2025年問題、介護と育児のダブルケア問題、高齢の親と独身の子の8050問題など、これまでの社会保障制度における「縦割り」では、解決できない課題が生まれています。

本市においても例外ではなく、複雑化する課題への取組が必要です。

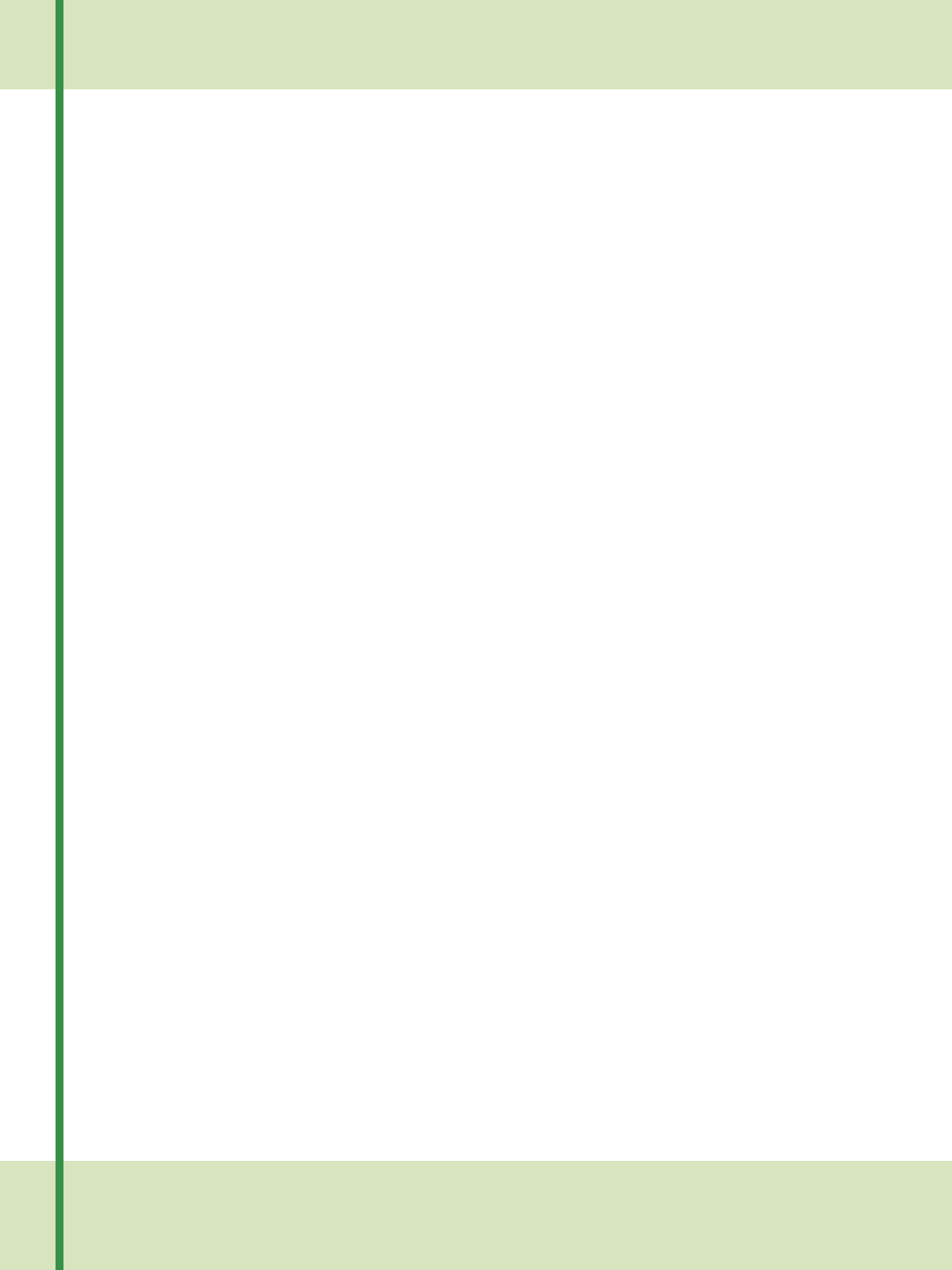
このような中、平成28年度から、草加市地域福祉計画を第四次草加市総合振興計画に一体化し、市の全体計画の一環として、地域福祉を推進していくこととしました。

第四次草加市総合振興計画は、市民同士の「つながり」「支え合い」による「まちの力」を活かし、「豊かさ」を実感できるまちづくりを行うことを基本姿勢としております。

この度、地域福祉の推進における具体的な取組内容を示すために、草加市地域福祉推進基本方針を策定します。

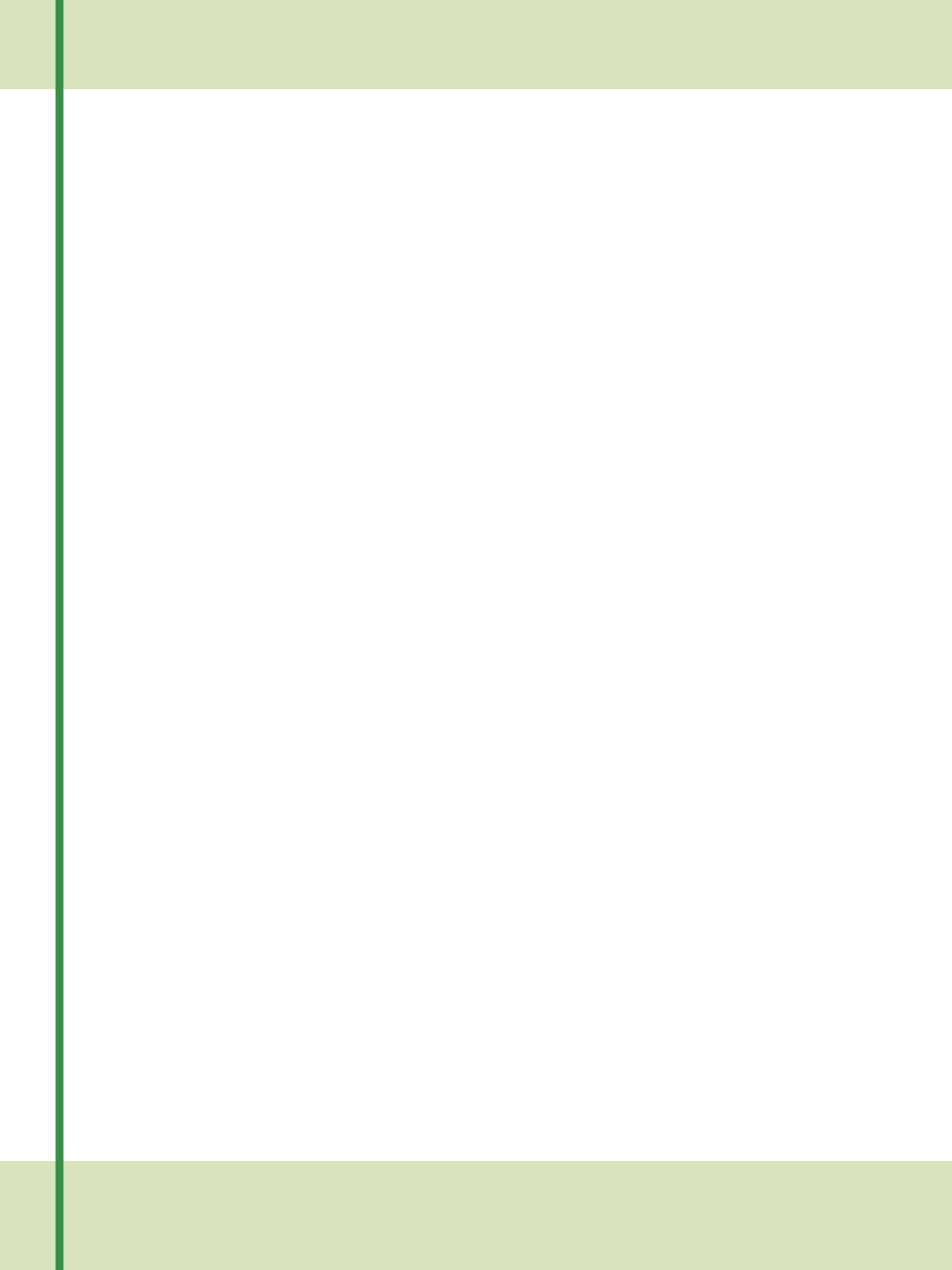
全ての市民が、障がいの有無や介護の必要性にかかわらず、地域社会の中でその人らしく、いきいきと安心して暮らすことのできる社会である「地域共生社会」を実現させるため、「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民と地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることができるよう、取組を進めてまいります。

平成30年6月
草加市長 田中 和明



目次

第1章 基本方針の背景	・・・1
1 これまでの地域福祉計画	・・・2
2 国、県の動向	・・・3
第2章 基本方針の位置付け	・・・7
1 基本方針の位置付け	・・・8
2 基本方針の期間	・・・11
3 基本方針の策定のフロー	・・・12
第3章 基本方針の設定と目標	・・・15
1 基本方針の体系	・・・16
2 基本方針の設定と目標に係る取組	・・・18
第4章 基本方針の具体的取組の実現に向けて	・・・29
1 市民と行政との協働による基本方針の推進	・・・30
2 推進体制の充実と取組の進捗管理	・・・30
3 地域福祉連絡協議会の体制	・・・32
資料編	・・・33
1 設置要綱	・・・34
2 委員等名簿	・・・38
3 用語の解説	・・・39



第1章 基本方針の背景

1 これまでの地域福祉計画

地域福祉の原点となる社会福祉法では、第1条（目的）において、「社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図る」とされ、また、第4条（地域福祉の推進）においては、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と定められています。

草加市では、この目的及び地域福祉の推進の達成に向け、平成17年度から平成27年度までを計画期間とする地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めた草加市地域福祉計画を策定し、「自立・共存と支えあいのまちづくり」を基本理念とし、「自立」、「共存」及び「支えあいのまちづくり」をキーワードとした上で、「市民と行政の協働」、「サービスの提供体制づくり」及び「サービスの利用促進」を基本方針として取組を推進してきました。（平成22年度一部改定）。

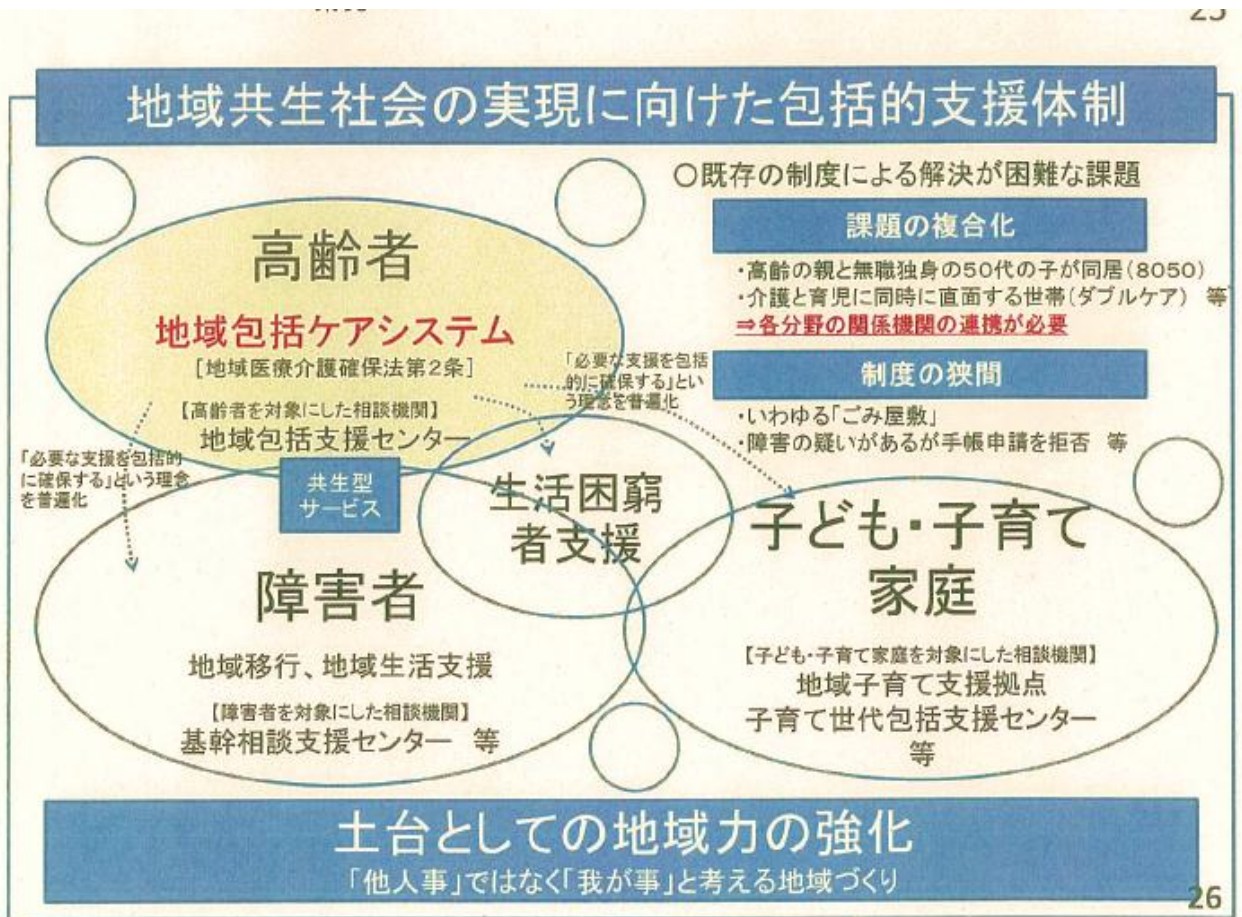
また、「新たな支えあいの基盤づくり」により、誰もが自立して、いきいきと安心して暮らし続けられるよう、「市民の自助」、「町会・自治会、地区社会福祉協議会、福祉活動グループ、PTAなどによる地域の共助」、「福祉事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会による民間福祉支援サービス」、「市役所による公的福祉支援サービス」及び「地域福祉ネットワーク整備」の取組を推進してきました。

計画期間が終了した平成27年度以後は、平成28年度から平成47（2035）年度までの20年間を対象期間とする基本構想及びその実現のための基本計画及び実施計画を総称する第四次草加市総合振興計画の策定に伴い、社会福祉法に規定される地域福祉計画を総合振興計画と一体とし、地域福祉の推進を図っているところです。

2 国、県の動向

国の動向として、内閣府は、平成28年6月2日にニッポン一億総活躍プランを策定し、「子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現する。」としています。

また、ニッポン一億総活躍プランにおける「地域共生社会」を実現するために、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄付文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。」としています。



出典:地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議 資料抜粋

また、厚生労働省は、地域共生社会の実現を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」受け止める総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を平成28年7月に設置しました。

その本部では、具体的な議論の場として、地域力強化検討会を立ち上げました。

地域力強化検討会中間とりまとめ(平成28年12月26日)の概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
- ・一地域の存続の危機
- ・一人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「**我が事**」の意識を醸成
 - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
 - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとしごとを「丸ごと」支える**
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気にならながらも声をあげることができないままにせざるを得ない

・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、始業子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包括的な相談支援体制

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様：複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
- ※ 平成28年度に25自治体の実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分けない(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報共有が難しい。

4. 自治体等の役割

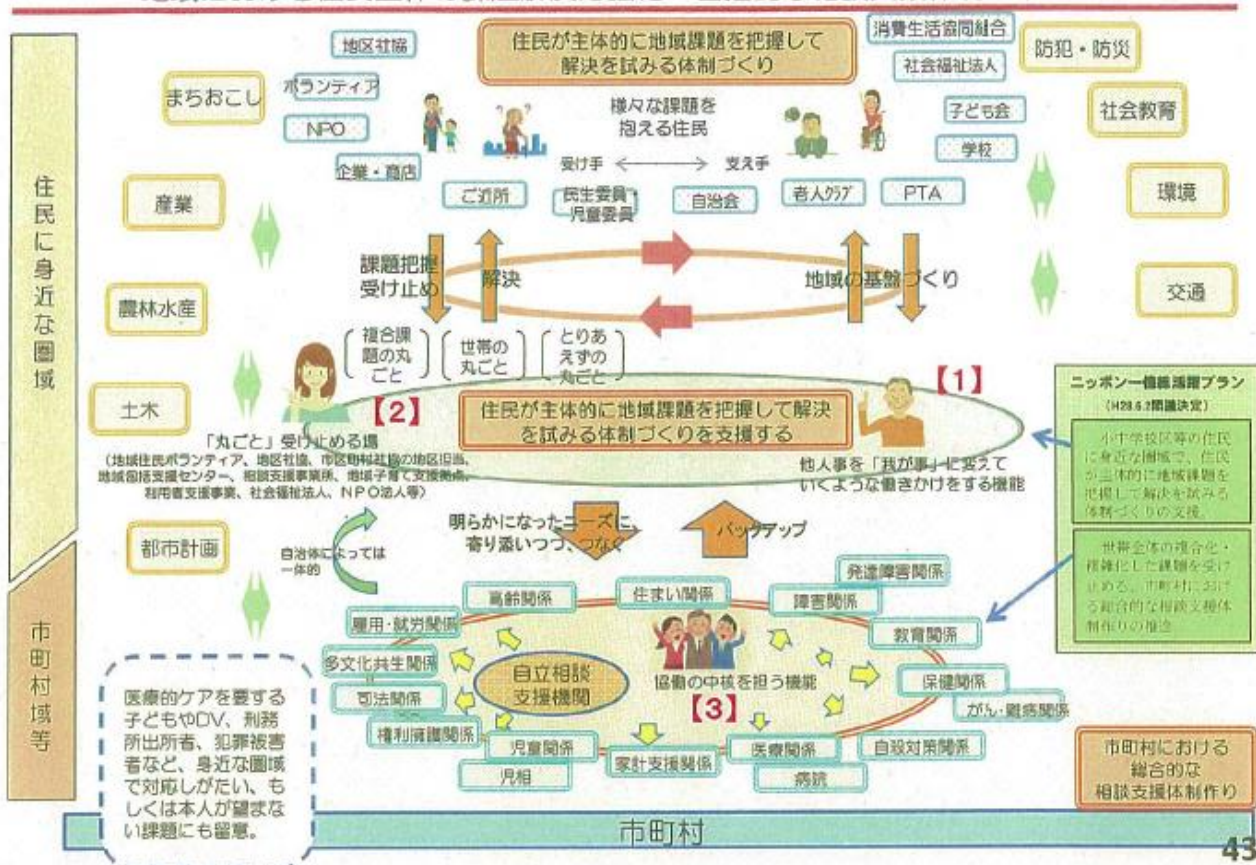
○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

- どのような形で作るかは、自治体により様々な方法
- 分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

42

出典：地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議 資料抜粋

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



出典:地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議 資料抜粋

地域力強化検討委員会の中とりまとめを受け、平成29年の社会福祉法改正により、第106条の3が新たに追加され、地域共生社会を実現する取組として、地域における住民主体の課題解決力の強化・包括的な相談支援体制の整備が盛り込まれました。

併せて、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法に関連して、地域共生社会の実現に向けた取組の指針等が示されており、対象者、制度の枠を超えた、横断的な取組の展開が想定されています。

埼玉県動向として、第5期埼玉県地域福祉支援計画を平成29年度に策定し、平成30年度から平成32年度（2020年度）までの3年間の計画期間としており、『少子化、異次元の高齢化が進んでおり、また、高齢者のみの世帯や単独世帯の増加により、社会的に孤立することが懸念されており、誰もが身近な地域で安心して暮らしていくためには、地域住民、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、企業、相談機関、行政など、あらゆる関係者・関係機関の協働により、地域の課題を地域で解決する力を高めることが必要であると考えています。』

そこで、計画の理念を、『みんなでつながり 地域力を高める 埼玉づくり』として、地域福祉を推進しています。施策の体系は以下のとおりです。



第2章 基本方針の位置付け

1 基本方針の位置付け

草加市地域福祉推進基本方針（以下「基本方針」といいます。）は、総合振興計画の施策と一体となった、地域福祉計画の理念である「自立・共存と支えあいのまちづくり」の施策の実効性を担保するものとして、策定するものです。

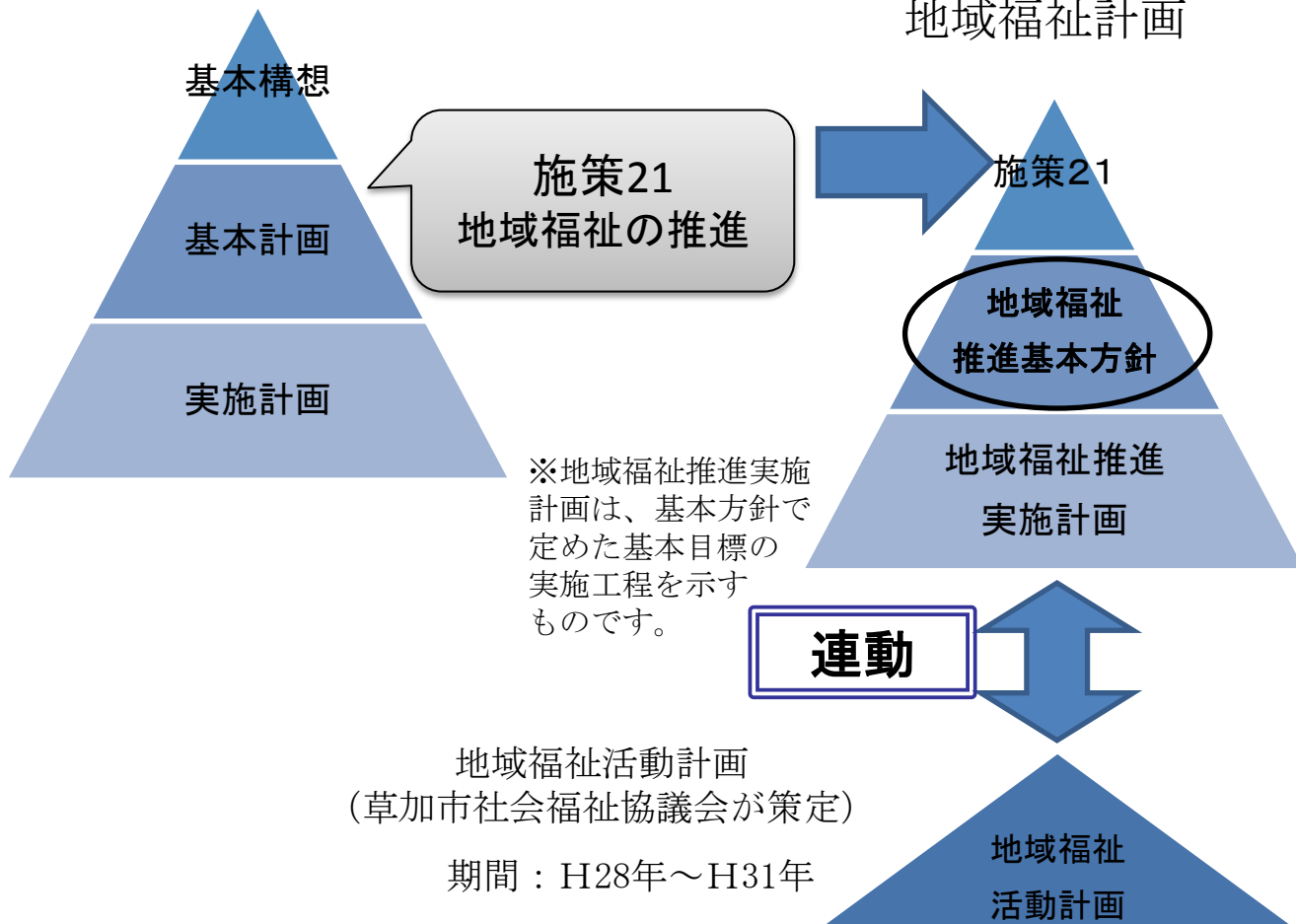
基本方針は、福祉基盤の整備や障がい児・者、高年者、子どもなどの各福祉制度では対応しきれない分野（制度の狭間）及び制度を横断的に対応する必要がある分野に対する具体的取組を示すこととし、福祉や健康増進に関連する計画の上位のものとして位置付けます。

基本方針は、地域福祉計画の具体的取組を示しているため、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画と同じ取扱いとなります。

総合振興計画

期間：H28年～H31年

地域福祉計画



まちづくりの根幹をなす計画

総合振興計画

基本構想

基本計画

実施計画

まちづくりの基本となる計画
都市計画マスタープラン

※土地利用やまちづくりのハード部分
を担う計画

地域福祉計画は、総合振興
計画と一体として策定し、第
一期基本計画 施策21「地
域福祉の推進」に記述

地域福祉計画

第一期基本計画

施策21 地域福祉の推進（以下は施策の抜粋）

- ① 社会資源の開発・発掘・育成を推進し、共助の領域を拡大・強化
- ② 多様化する生活課題について地域全体で解決する仕組みづくり
- ③ 地域の中で福祉の要となる社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の育成支援や連携の強化

実効性

草加市地域福祉推進基本方針

基本設定：日常生活圏域を基本とした地区を設定

基本目標1 他人事を「我が事」に変えていく環境整備

基本目標2 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める
環境整備

基本目標3 庁内における包括的な相談支援体制の構築


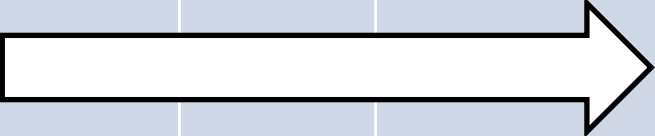
2 基本方針の期間

基本方針の期間は、総合振興計画と一体となった地域福祉計画の具体的取組を示したものであるため、総合振興計画と同様の4年間とします。

ただし、今回の策定期間が平成29年度となっているため、次の改定までの期間は、平成31年度までの2年間とします。

次の改定期間は、総合振興計画の第一期基本計画期間が平成28年度から平成31年度までとなっているため、平成31年度に改定作業を行います。

【基本方針の期間】

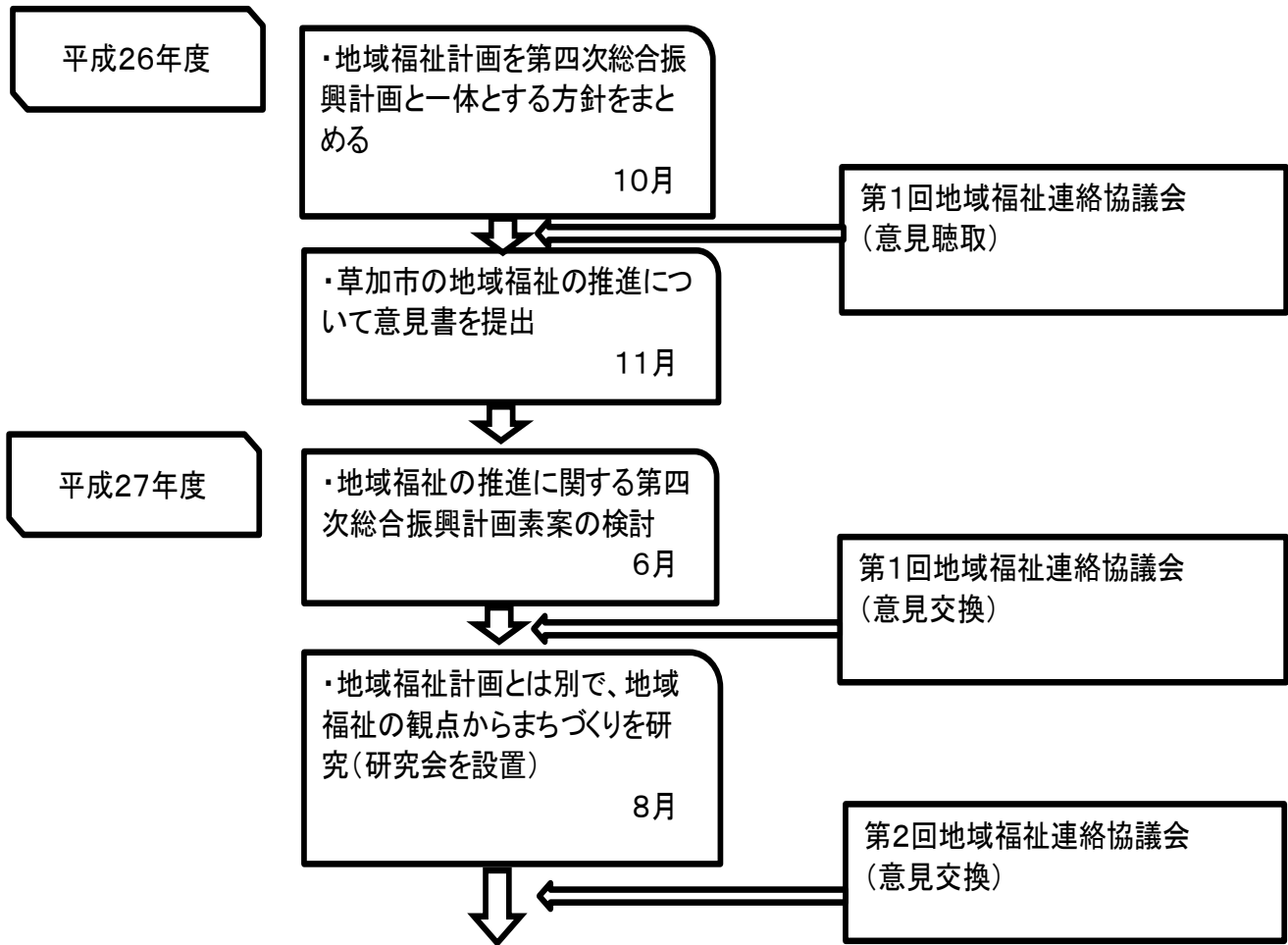
2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
平成29年	平成30年	平成31年				
策定						
		改定				

【参考】総合振興計画の計画期間

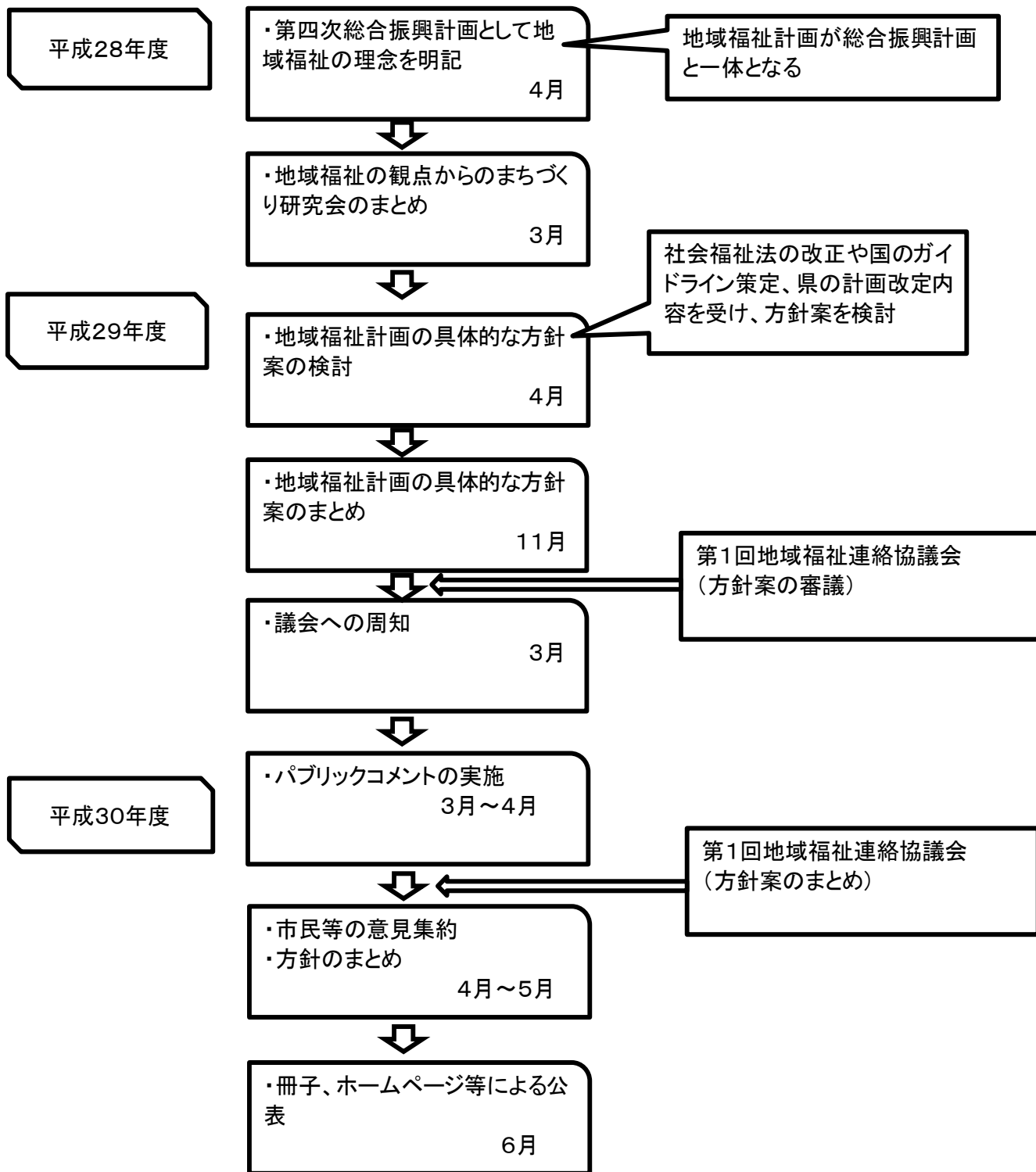
年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	
	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	
基本構想	第四次草加市総合振興計画基本構想																			
基本計画	第一期	第一期基本計画																		
	第二期	第二期基本計画																		
	第三期	第三期基本計画																		
	第四期	第四期基本計画																		
	第五期	第五期基本計画																		

3 基本方針の策定のフロー

基本方針は、地域福祉計画が総合振興計画と一体となるプロセスとともに、平成30年の改正社会福祉法の施行や県の地域福祉支援計画の改定を踏まえ、地域福祉計画庁内検討会による基本方針の素案づくり、地域福祉連絡協議会※による審議、基本方針素案の議会への周知及びパブリックコメント（市民意見募集）を通して策定しており、その流れは以下のとおりです。



※ 地域福祉連絡協議会…p31に設置に係る要綱、p35に構成員が掲載されています。



第3章 基本方針の設定と目標

基本方針

地域まるごと 支え合いのまちづくり



基本設定

日常生活圏域を基本とした地区を設定

基本目標

基本目標 1

他人事を「我が事」に変えていく環境整備

基本目標 2

「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」
「とりあえず丸ごと」受け止める環境整備

基本目標 3

包括的な相談支援体制の構築

この基本目標は、社会福祉法第106条の3に規定され、市町村が実施に努めることとなっている、包括的な支援体制の整備に沿った目標となっています。

基本設定

日常生活圏域を基本とした地区を設定

地域福祉基盤の整備

基本目標

目標1 他人事を「我が事」に変えていく環境整備

地域力（地域のまちづくり力）の強化

要支援者などを支える見守り体制の構築

地域が気軽に集える場づくり
（情報発信と発掘）

福祉教育プログラムの開発及び展開

地域福祉ネットワークの拡大

福祉SOSゲームを活用した担い手
づくり

目標2 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める環境整備

地域の相談体制づくり

民生委員・児童委員等の活動環境の
整備及び促進

各分野、各対象者に係る支援を通じた
包括的地域づくり

福祉人材の発掘及び育成

社会福祉協議会の役割の明確化と強化

福祉サービスの向上及び促進

成年後見制度の支援体制の構築と
地域支援

目標3 包括的な相談支援体制の構築

福祉事務所の相談窓口の横断的な
体制整備

地域課題に関わる関係課の協力
連携整備

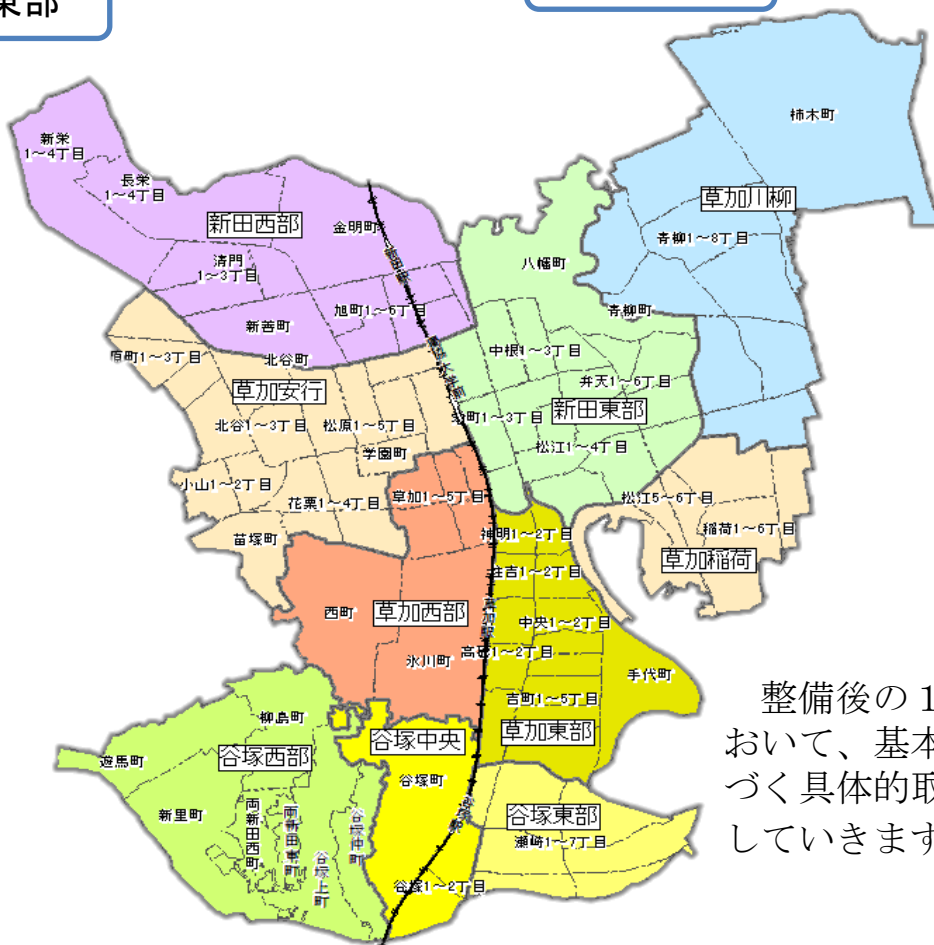
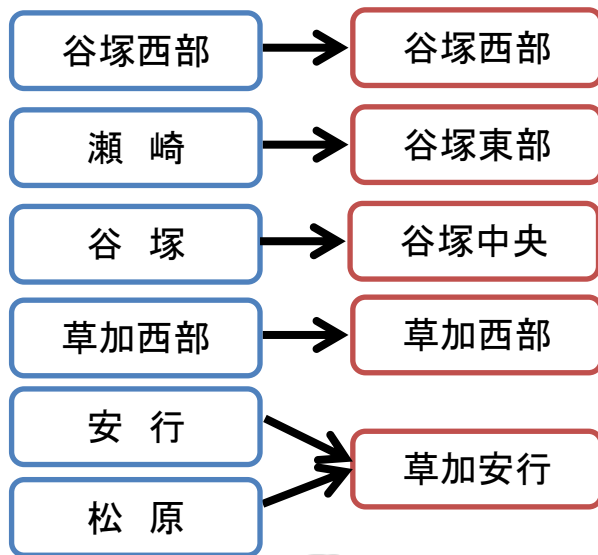
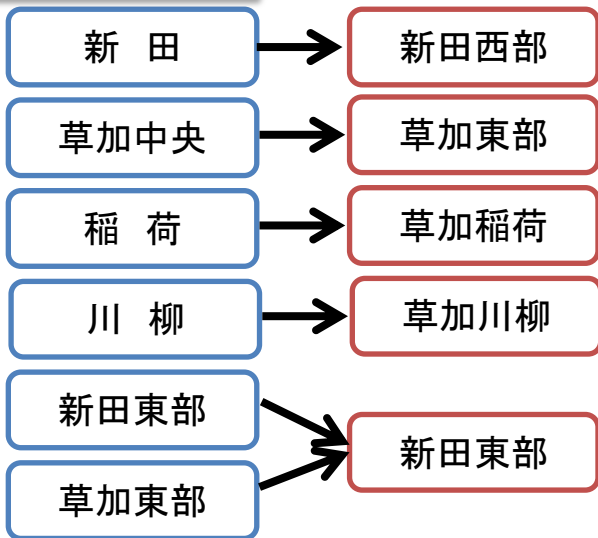
医療・保健と連携した取組の環境整備

多機関と協働した支援ネットワー
ク体制整備

教育と連携した相談体制整備

整備後

10地区



整備後の10地区において、基本目標に基づく具体的取組を推進していきます。

(2) 基本目標

【基本目標1 他人事を「我が事」に変えていく環境整備】

支え合いのまちづくりは、自分で努力する「自助」、地域での支え合い「互助・共助」が必要となります。

そこで、地域における支え合いとして、他人事を「我が事」へと変えていく意識の醸成を図ることが必要と考えます。

地域で様々なことを市民が「我が事」として捉える、支え合いのまちづくりを実現するために、地域での市民活動等への参画支援、活動支援、情報提供、研修などの事業を実施します。

取組1

地域力（地域のまちづくり力）の強化

- 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という土壌づくりを行い、主体的・積極的な取組の広がりを促進します。
- 「地域で困っている課題を解決する」という気持ちで活動する市民の参加を促進します。
- 「個人やその世帯」の課題から、広く市民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを共有できる地域づくりを行います。なお、個人情報も含めた情報共有プロセス及び環境について検討していきます。
- 市内の企業も地域社会の一員であるという観点から、参画を促します。
- 草加市社会福祉協議会をはじめ、公的施設を管理する草加市社会福祉事業団、高年者の生きがいづくりの活動拠点である草加市シルバー人材センターなどの社会資源と連携しながら、地域との関係づくりを推進し、地域のまちづくり力を強化します。

(2) 基本目標

【基本目標1 他人事を「我が事」に変えていく環境整備】

取組2 地域が気軽に集える場づくり（情報発信と発掘）

○誰もがいつでも気軽に集える活動の拠点となる社会資源を発掘するとともに、地域の情報を発信できる環境を検討します。

○市民同士のコミュニケーションをとる機会を設け、地域福祉活動に向けた思いを互いに共有し、地域の場づくりに積極的に参加できる環境を整備します。

取組3 地域福祉ネットワークの拡大

○「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う市民や福祉関係者を繋ぎ、「我が事」として取り組む地域福祉のネットワークの拡大に努めます。

取組4 要支援者などを支える見守り体制の構築

○災害時において、自力で避難することができない人（避難行動要支援者）等、要支援者を平常時から見守るなど、「我が事」のように地域で支援ができるよう環境を整備します。

○再犯防止推進法の制定に伴い、犯罪を犯した人の更生に向けた取組について、地域の福祉団体（保護司会、更生保護女性会等）と連携し、「我が事」として地域における支援ができるよう環境を整備していきます。

(2) 基本目標

【基本目標 1 他人事を「我が事」に変えていく環境整備】

取組 5 福祉教育プログラムの開発及び展開

○草加市社会福祉協議会を中心に、福祉教育を実施し、障がい、認知症、社会的孤立などに関して学ぶことを通じて、地域福祉を身近なものとして考える機会を提供し、他人事から「我が事」への理念の浸透を図ります。

○単に知識を学ぶだけでなく、お互いの人間関係の形成や地域における課題を共有して解決につなげる学習ができるよう、学習者の状況に応じた段階的な福祉教育プログラムの開発について検討します。

○教育委員会と連携して、小中学生にも、学校教育や社会教育の場において、他人事から「我が事」への理念の浸透に係る学習機会を提供できるよう展開していきます。

取組 6 福祉SOSゲームを活用した担い手づくり

○他人事を「我が事」のように捉え、地域における課題を解決したい市民を地域で募り、市と文教大学の協働で作製した「福祉SOSゲーム」を活用して、地域福祉の担い手づくりを行います。

(2) 基本目標

【基本目標2 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める環境整備】

地域では、様々な生活課題があります。地域で解決するためには、「とりあえず」丸ごと受け止める環境が必要となってきます。

それは、場であることも必要ですが、地域で解決するためのソーシャルワーク（コーディネート）を行う人も必要です。

地域の様々な生活課題や「世帯」の「複合課題」を解決するために、「とりあえず」丸ごと受け止められるようコミュニティソーシャルワーカーの配置や民生委員への支援、福祉人材の育成などを行います。

取組1

地域の相談体制づくり

○地域の相談や課題を「とりあえず丸ごと」受け取め、整理し、適切な行政機関や専門機関等に繋ぐために、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」といいます。）を地域に配置します。

○CSWを配置するに当たり、現在、地域にある地区社会福祉協議会など既存の社会資源と連携できるよう配慮しながら、市民と専門機関の顔が見える関係づくりを構築します。

○「複合課題丸ごと」解決するために、様々な社会資源を活用し、必要に応じて、不足する社会資源を開発するなど、地域づくりを深化させます。

取組2

各分野、各対象者に係る支援を通じた包括的地域づくり

○各分野、各対象者への支援について、公的な福祉サービスのみならず、「世帯丸ごと」の包括的支援や地域の実情に応じた、予防的支援について、地域が主体となって取り組めるよう、地域づくりを行います。

(2) 基本目標

【基本目標 2 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める環境整備】

取組 3

社会福祉協議会の役割の明確化と強化

○草加市社会福祉協議会が地域福祉の推進役を果たすことができるよう、役割を明確化し、今後さらなる推進を図るためにCSWを配置し、生活支援コーディネーターと連携しながら、その役割を強化します。

取組 4

民生委員・児童委員等の活動環境の整備及び促進

○民生委員・児童委員等は、民生委員法や児童福祉法に規定された職務を遂行しています。地域に根差した相談役として、活動が円滑にできるように作成した活動ガイドラインを活用しながら、活動環境を整備します。

取組 5

福祉人材の発掘及び育成

○福祉サービスの提供に当たって、公的施設に関わらず、NPO・民間等の福祉事業所でも福祉に資する人材が必要となるため、高年者、障がい、子どもの分野における人材の確保と発掘については、県の養成講座を活用するとともに、育成については、独自の研修プログラムの開発を検討します。

○高年者を対象とした総合事業に代表される福祉サービスの提供については地域での対応が期待されているため、地域の市民活動団体等に対する福祉人材の育成についても検討します。

取組 6

福祉サービスの向上及び促進

○世帯の複合的な課題に対応できるよう、複数の福祉サービスを結び付ける仕組みや地域において新たな福祉サービスが創出できるよう環境整備を促進します。

(2) 基本目標

【基本目標 2 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める環境整備】

取組 7

成年後見制度促進の支援体制の構築と地域支援

○成年後見制度利用促進法の制定に伴い、権利擁護を推進するため、草加市社会福祉協議会に設置しているそうか成年後見センターを中心とした地域での支援体制を構築します。

○認知症などによる判断能力が不十分な人への支援、財産管理や身上監護ができるよう、市民後見人などを活用した地域支援を行います。

(2) 基本目標

【基本目標3 包括的な相談支援体制の構築】

市役所内においては、制度ごとに、各所管が縦割りに分けられています。各制度は、各対象の個人に対するサービス提供が前提のため、各所管に属さない相談も存在します。いわゆる「制度の狭間」が課題となっているため、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。

制度の縦割りや狭間を解消するために、福祉事務所にソーシャルワーカーを配置するなど、包括的な支援ができる体制を整備します。

取組1

福祉事務所の相談窓口の横断的な体制整備

○福祉の相談窓口として福祉事務所を設置しています。福祉事務所では、制度が広範に及ぶため、18歳未満の子ども、高年者、障がいの分野ごとの所管に分かれ、相談対応を行っているので、世帯への支援などの総合的な支援や各所管に属さない支援の調整を行う部署を定め、福祉事務所にソーシャルワーカーを配置できる環境を整備します。

○各制度の支援に属さないケースが存在する場合は、ソーシャルワーカーが中心となり、「制度の狭間」の支援について、国や県の関係機関の活用も検討しながら、地域のCSWと連携して横断的な体制を整備します。

○生活困窮者自立支援法に基づき設置された自立相談支援機関は重症化する前の第2のセーフティネットとしての機能を有しているため、ソーシャルワーカーと地域のCSWと連携した支援を実施します。

○虐待などに関して、県の関係機関や福祉事務所のケースワーカーとともに、個別支援や安心して暮らせる地域のまちづくりのため、地域のCSWとも連携して、重層的な支援を行います。

(2) 基本目標

【基本目標 3 包括的な相談支援体制の構築】

取組 2

医療・保健と連携した取組の環境整備

○個人の生活習慣病などを防ぐために、保健事業と連携した地域での取組を検討します。また、地域医療を考慮に入れ、住み慣れた地域での環境整備を関係機関と連携して検討します。

取組 3

教育と連携した相談体制整備

○小学生・中学生の課題については、虐待やひきこもりの問題など、見守り活動や相談機関の利用などの福祉的サービスが必要となった場合に、教員やスクールソーシャルワーカー、教育委員会などと連携します。福祉事務所内に配置するソーシャルワーカーが調整役となり、相談体制を整備します。

取組 4

地域課題に関わる関係課の協力連携整備

○地域における課題を地域のCSWが地域で解決することができるよう、福祉事務所内に配置するソーシャルワーカーが調整役となり、庁内の関係課との調整や情報共有を行いながら、協力連携体制を整備します。

○また、住環境（くらし、住まい）施策、教育・文化施策、労働施策、産業振興施策、交通施策などとも関連することから、地域における課題を解決できるよう、庁内の関係課と協力連携していきます。

(2) 基本目標

【基本目標3 包括的な相談支援体制の構築】

取組5

多機関と協働した支援ネットワーク体制整備

○複合的課題や制度の狭間の課題を解決するために、状況に応じて、各制度を横断した専門機関等を集めた支援ネットワークを組織します。

○この組織の中心的な役割は、福祉事務所内に配置するソーシャルワーカーが担い、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センターも含め、サービス事業所などの多機関と協働した体制を整備します。

○支援ネットワークには、草加市社会福祉協議会と地域のCSWも加わり、支援ネットワークの在り方について、協議体の設置等の検討も含め、体制を整備します。

基本目標全体に掲げる取組を確実に実施していくために、地域福祉推進実施計画において、実施主体、実施内容、実施に至るまでの工程等を定めることとします。

また、地域福祉計画庁内検討会において、地域福祉に関係する既存事業をはじめ、福祉担当部局以外の事業や現在、どの部局も実施していない新規事業も含めた検討及び事業設計を、部局横断的に検討することとします。

第4章 基本方針の具体的取組の実現に向けて

1 市民と行政との協働による基本方針の推進

○ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づく基本方針の推進

平成16年10月に「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」を施行し、市民自治の実現、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会及び市の関係、役割及び責務を明らかにし、自治の基本原則が定められました。

誰もが参画できる市民の自立と自律による市民主体のまちづくりを進めているため、基本方針においても、この条例の基本原則に準拠して、取組を推進していきます。

○ その他の市の計画との関係

地域福祉の推進は、地域に関わる全ての市民を対象としており、その自立した生活を支えるための基本方針です。このため、基本方針の取り扱う分野は、福祉に限らず、広く医療、教育、環境、産業、文化、交通、人権等多岐に渡っています。

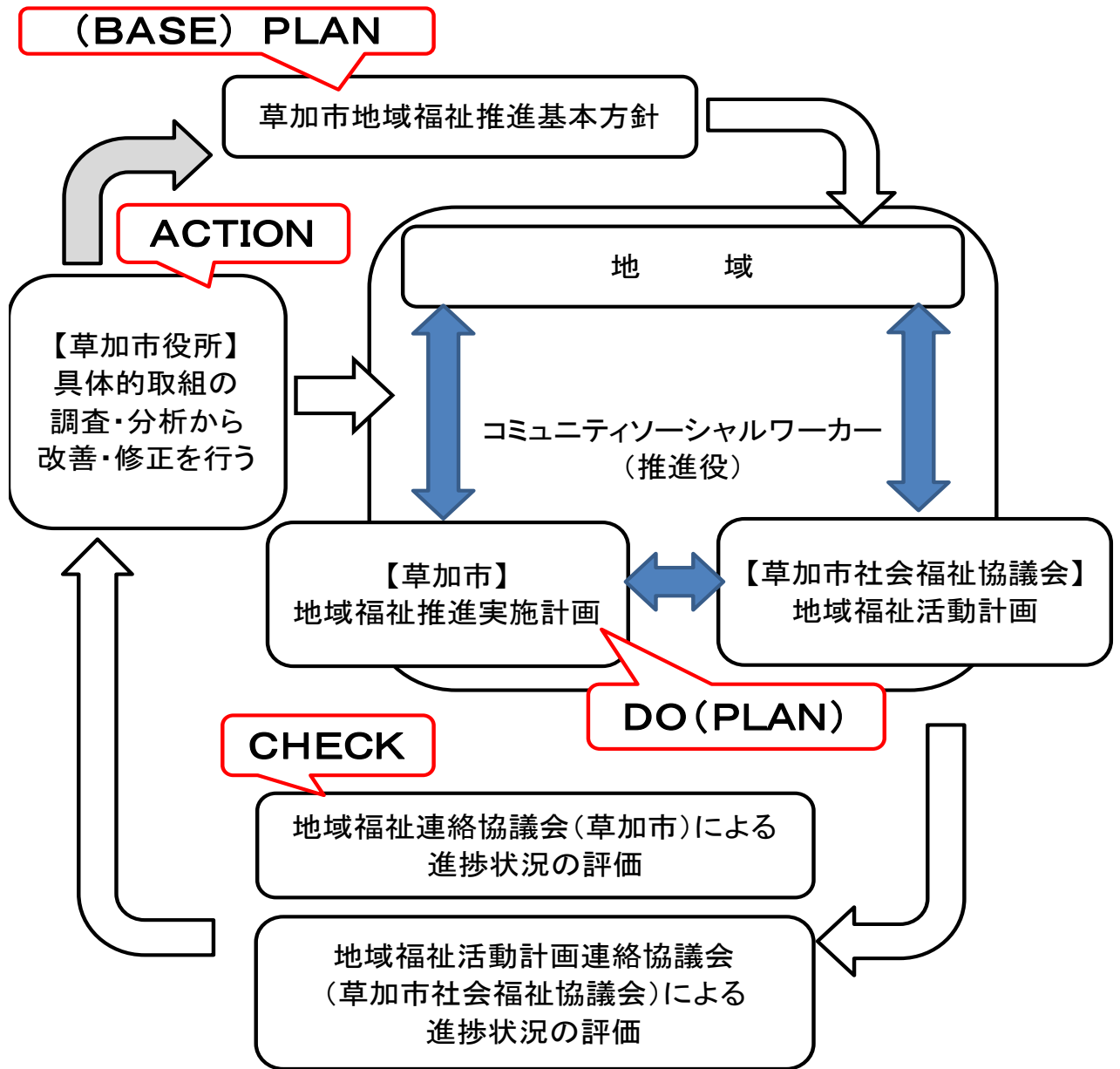
そのため、関連する市の計画の策定に反映させるなど、基本方針における地域福祉の考え方の推進に努めます。

2 推進体制の充実と取組の進捗管理

基本方針の推進体制として、基本方針を取り扱う課が中心となり、具体的取組の政策立案や進捗管理を行っていきます。

また、地域においては、地域福祉の中核である草加市社会福祉協議会とCSWが中心となり、地域の社会資源とのネットワークを図り、地域の実情にあった地域のまちづくりを展開していくこととします。

基本方針における具体的取組の評価及び見直しについては、地域福祉連絡協議会を活用していきます。



基本方針における具体的取組については、原則として、地域福祉推進実施計画において、組み立てを行うこととし、1年ごとに見直しを行います。

見直しは、地域福祉連絡協議会における進捗状況の報告と評価に基づき、その評価から、具体的取組の実施に向け、関係課と検討、調整する場を設置し、地域へのアプローチ方法を含め、調査、分析し、改善及び修正することとします。

検討の場については、主に、地域福祉計画庁内検討会を活用し、CSW及び社会福祉協議会も参加して、地域づくりと連動させていきます。

また、具体的取組の検討に当たっては、予算化する必要が生じることから、基本方針を取り扱う課が中心となり、関係各課と調整し、事業の状況を把握することとします。

3 地域福祉連絡協議会の体制

○ 地域福祉連絡協議会の体制

地域福祉連絡協議会の運営に当たっては、福祉の個別分野の関係者、行政、そして市民や企業の代表、保健・医療関係者、学識経験者、社会福祉協議会など地域福祉を推進する委員が参加する体制を整えます。

資料編

1 設置要綱

(1) 草加市地域福祉連絡協議会設置要綱

平成17年12月25日
告示第350号

(設置)

第1条 草加市地域福祉計画(以下「計画」という。)を市民や関係機関と共に策定及び推進していくため、草加市地域福祉連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平25告示1134・一部改正)

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画素案の策定に関すること。
- (2) 計画に係る取組の進捗管理、評価、見直しその他計画の推進に関すること。

(平25告示1134・全改)

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 知識経験者
- (3) 地域市民団体等の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

(平成29年告示240・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年告示第1134号)

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年告示第240号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 草加市地域福祉計画庁内検討会設置要綱

平成22年6月2日

(設置)

第1条 草加市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、及び推進するため、庁内の関係課で組織する草加市地域福祉計画庁内検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(平23年3月11日・平25年11月15日・一部改正)

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 計画の策定、進捗管理及び見直しに関する調査及び研究を行い、草加市地域福祉連絡協議会の審議資料を作成すること。

(2) その他計画の推進に関し必要なこと。

(平23年3月11日・平25年11月15日・一部改正)

(組織)

第3条 検討会は、健康福祉部副部長(市長が指名する者に限る。)、市長室広聴相談課長、総合政策課長、人権共生課長、みんなでまちづくり課長、産業振興課長、文化観光課長、福祉政策課長、生活支援課長、長寿支援課長、介護保険課長、障がい福祉課長、健康づくり課長、子育て支援課長、子ども育成課長、子育て支援センター所長、保育課長、交通対策課長、都市計画課長、指導課長及び生涯学習課長をもって組織する。

(平23年3月11日・平24告示338・平25年3月13日・平26告示315・平成28年告示259・一部改正・平成29年告示240・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、健康福祉部副部長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、検討会を代表し、会務を掌理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(ワーキンググループ)

第6条 検討会における調査・研究の資料を作成するため、検討会にワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、検討会委員が所属する課の職員のうちから当該委員

が指名する者をもって組織する。

3 ワーキンググループに座長及び副座長各1人を置く。

4 座長及び副座長は、ワーキンググループ委員の互選による。

5 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を掌理する。

6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 ワーキンググループは、座長が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 検討会及びワーキンググループは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

(平成28年告示259・一部改正・平成29年告示240・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月2日から施行する。

(平23年3月11日・旧第1項・一部改正)

附 則(平成23年3月11日)

この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

附 則(平成24年告示第338号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月13日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月15日)

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。

附 則(平成26年告示第315号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第259号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第240号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 委員等名簿

(1) 草加市地域福祉連絡協議会委員名簿

任期 平成28年5月20日から平成30年5月19日まで(2年間)

委員数 12名

委員名簿 ◎ 会長 ○ 副会長

	氏名	選出団体
社会福祉関係者	オクムラ ミオ 奥村 三男	草加市聴覚障害者協会
	スズキ カズユキ 鈴木 一行	社会福祉法人 草加市社会福祉協議会
	アマノ タツオ 天野 達雄	草加市民生委員・児童委員協議会
	サイトウ サチコ ◎ 齊藤 幸子	ボランティア草加連絡協議会
知識経験者	マツモト マサヒコ 松本 眞彦	一般社団法人 草加八潮医師会
	モリ キョウコ ○ 森 恭子	学校法人文教大学学園文教大学
地域市民代表者	サトウ タカオ 佐藤 孝雄	草加市町会連合会
	イシイ タケシ 石井 武	草加商工会議所
	ホンダ ケイコ 本多 恵子	草加市子ども会育成者連絡協議会
公募による市民	サオトメ ノブシ 五月女 信敏	市民公募
	クサカ マサエ 日下 昌枝	市民公募
市職員	ソアイ ヨシオ 曾合 吉雄	草加市自治文化部

(順不同 敬称略)

3 用語の解説

はじめに

2025年問題

2025年は、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という、人類が経験したことのない『超・超高齢社会』を迎える。これを「2025年問題」という。

ダブルケア問題

広義では家族や親族等、親密な関係における複数のケア関係、そこにおける複合的課題。狭義では、育児と介護の同時進行の状況のことである。育児と介護、介護と孫支援など、少子化・高齢化におけるケアの複合化・多重化の問題に焦点をあてる概念。

8050問題

ひきこもりが長期化すると親も高齢となり、収入が途絶えたり、病気や介護がのしかかったりして、一家が孤立、困窮するケースが顕在化し始めている。こうした例は「80代の親と50代の子」を意味する「8050（はちまるごーまる）問題」と呼ばれる。

地域共生社会

厚生労働省が新たに打ち出した概念。福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換する、地域包括ケアシステムを進化させた概念である。地域共生社会は、“高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、一人一人の暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会”と定義されている。

第1章 基本方針の背景（1頁～）

2頁

社会福祉法

社会福祉法は日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。1951年の制定時は社会福祉事業法という名称で、社会福祉基礎構造改革の検討を経て、2000年5月に社会福祉法に名称と内容が大幅に改正され、同年6月に施行された。社会福祉サービスの定義・理念、福祉事務所・社会福祉審議会・社会福祉主事など行政組織に関する規定、社会福祉法人に関する規定、社会福祉協議会、共同募金など地域福祉に関する規定、福祉サービスの情報提供や利用者の権利擁護システム等が盛り込まれている。

2頁

草加市総合振興計画

「総合振興計画」は、将来の草加市をどのようなまちにしていくのかを示す「まちづくりの指針」となるもの。具体的には、目指す都市像やまちづくりの目標などを記した構想（「基本構想」）と、その実現のための「基本計画」、「実施計画」を総称したもので、平成27年に「第四次草加市総合振興計画基本構想・第一期基本計画」を定め、平成28年度から平成47年度までの20年間を対象期間とし、草加市の将来像を実現するための施策の方針を表している。

2頁

地区社会福祉協議会

福祉推進の自主組織であり、法的な位置付けはないが、住民の自主組織である。

草加市内では12地区において地区社会福祉協議会が設置され、草加市社会福祉協議会は活動の支援を行なっている。

2頁

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている非営利の民間組織。

第1章（1頁～）

2頁

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、各市町村が設置している。草加市では、社会福祉法人や医療法人等に委託して、運営を行っている。

地域包括支援センターでは、介護予防サービスの相談など高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつないだり、権利や安全を守る支援をしている。

3頁

ニッポン一億総活躍プラン

平成28年6月2日に、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指すため「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、我が国の経済成長の隘路（あいろ）の根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組むものである。

日本経済に更なる好循環を形成するため、これまでの三本の矢の経済政策を一層強化するとともに、広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするという新たな経済社会システムづくりのこと。

4頁

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、パラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。

また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。これらの具体策の検討を加速化するため、「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置された。

第1章（1頁～）

4頁 地域力強化検討会

正式には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会といい、「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」の下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う「地域力強化ワーキンググループ」が設置され、具体的事例に基づく検討を行い、実現本部における議論に資するため、本検討会が組織された。

5頁 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者や障害児、難病患者が、地域社会において、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むために、福祉サービスの給付や地域での生活支援に関わる人材育成などの総合的な支援を行うことを定めた国の法律。

6頁 埼玉県地域福祉支援計画

社会福祉法に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として広域的な見地から市町村の地域福祉を支援する計画。

埼玉県地域福祉支援計画の第5期計画は、平成30年～32年（2020年）までが計画期間となっている。

第2章 基本方針の位置付け（7頁～）

8頁 地域福祉活動計画

社会福祉協議会が策定する民間の「活動・行動計画」のこと。市民をはじめ、市内で社会福祉に関する活動を行っている人や福祉団体などの社会福祉関係者や関係機関が連携し、地域福祉を推進することを目的としている。

草加市社会福祉協議会の第3次計画は、平成28年～31年までが計画期間となっている。

第3章 基本方針の設定と目標（15頁～）

17頁 コミュニティブロック

草加市総合振興計画における地域の区域のことを示し、市内の町会・自治会を、10のブロックに分けたもの。

17頁 地区民生委員・児童委員協議会

市町村の一定区域ごと（町村は、原則として町村全域で一つの区域）に民生委員・児童委員協議会を設置することが民生委員法に規定されており、「法定単位民生委員・児童委員協議会」と呼んでいる。草加市では、12の地区に分かれており、12の地区民生委員・児童委員協議会が組織されている。

19頁 社会福祉事業団

地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営などを行う社会福祉法人格をもつ団体であり、草加市では、社会福祉法人草加市社会福祉事業団を設立している。

19頁 シルバー人材センター

シルバー人材センターは、原則として市（区）町村単位に置かれており、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、都道府県知事の指定を受けた公益社団法人である。草加市では、公益社団法人草加市シルバー人材センターとして組織している。

第3章（15頁～）

22頁 | ソーシャルワーク

社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動。

日本学術会議の社会福祉・社会保障研究連絡委員会がまとめた報告書によると、「ソーシャルワークとは社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイング※の状態を高めることを目指していくことである。」（「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりの提案」（平成15年6月24日））とされている。

※ウェルビーイング（well-being）とは、個人の人権の尊重を前提に自己実現の促進を目的とした積極的でより権利性の強い意味合いを含んだものとして理解されている。1946〔昭和21〕年世界保健機構（WHO）憲章前文にも登場しており、「安寧」「良好な状態」「福祉」などと訳し用いている。

22頁 | コミュニティソーシャルワーカー

生活上の課題を持つ個人や家族のニーズに対する個別支援と、その地域における住民のネットワークづくりや生活環境の整備を多職種、多機関と連携して支援する専門職。

23頁 | 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」という。

第3章（15頁～）

23頁

地域包括ケアシステム

環境の変化がストレスになる高齢者の中には、可能な限り住み慣れた地域や自宅で日常生活を送ることを望む人が多い。また、地域内で介護が必要な高齢者を効率良くサポートするためには、家族のメンバーや地域の医療機関、介護の人材が連携し合い、状況に応じて助け合う必要があり、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を構築しようというのが、地域包括ケアシステムである。

地域包括ケアシステムとは地域の実情や特性に合った体制を整えていくものであり、全国一律ではなく、各地域で高齢化がピークに達するときを想定し、その地域が目指すケアシステムを計画していく。

ここでいう「地域」とは日常生活圏域を指し、おおむね30分以内に駆けつけられる場所を想定し、高齢者の住居が自宅であるか施設であるかを問わず、健康に関わる安心・安全なサービスを24時間毎日利用できることを目標としている。

24頁

成年後見制度利用促進法

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することであるが、成年後見制度の活用が十分とは言えない状況である。

これに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行された。

24頁

市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。草加市では、市民後見人養成講座を実施し、受講修了者は、草加市社会福祉協議会に設置されているそうか成年後見センターに市民後見人候補者として登録している。

第3章（15頁～）

25頁 生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行う。平成25年公布。平成27年4月施行。

25頁 自立相談支援機関

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口。経済的な理由など、生活困窮の状態にある人に対して、生活保護に至る前の段階から、自立支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮の状態から、早期の自立に向けて支援する。

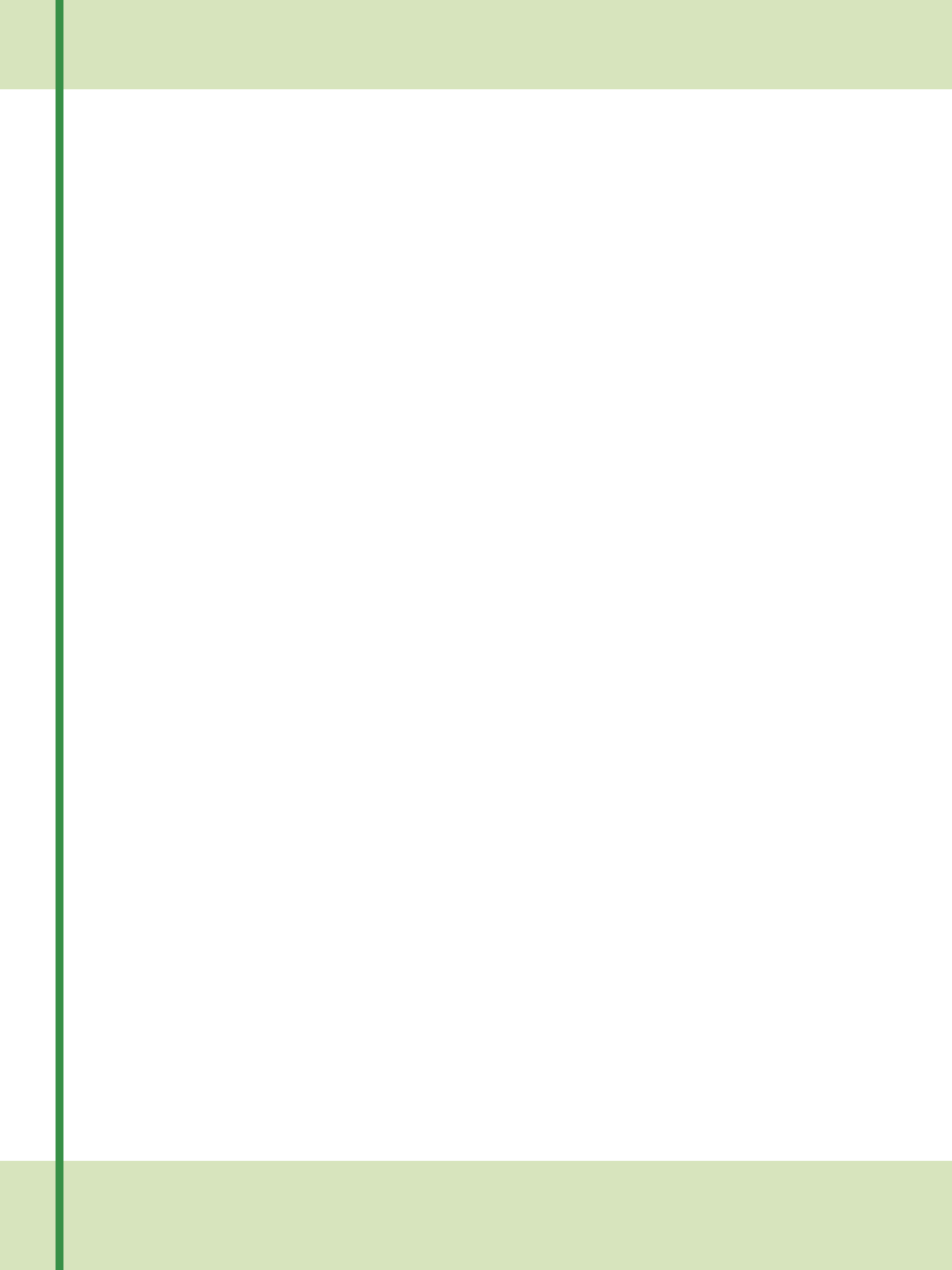
草加市では、市の生活支援課のとなりに窓口を設置し、まるごとサポートSOKAという名称で、開設している。

25頁 福祉事務所

福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務等を司る第一線の社会福祉行政機関である。都道府県及び市（特別区を含む。）は設置が義務付けられており、町村は任意で設置することができる。

27頁 基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族などから日常生活における様々な相談への対応に加え、成年後見制度の利用支援や障がい者虐待の早期発見・防止等に必要な支援を行う。草加市では、草加市社会福祉事業団に委託して、設置している。





草加市地域福祉推進基本方針

～地域まるごと 支え合いのまち そうか～

発行日：平成30年6月1日
発行者：草加市健康福祉部福祉政策課
〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号
TEL048-922-1234（直通）
FAX048-922-1066
e-mail：fukushiseisaku@city.soka.saitama.jp